

**建設コンサルタント業務等の入札及び契約に関する情報の
公表に係る取扱要領の一部改正について**

1 改正理由

県発注建設コンサルタント業務等の受注者がより計画的に業務体制を確保することができるよう、発注見通しの公表時期等について改正を行う。

2 改正内容

「建設コンサルタント業務等の入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領」に定める発注見通しの公表時期を見直し、年4回の公表から年6回の公表に改正するほか、所要の改正を行う（第5条第1項）。

ただし、令和3年度は、4月公表を第1回とし年5回公表とする。

3 施行期日等

改正後の取扱要領は、令和3年4月1日から施行する。

【参考】改正後の公表時期

(1) 令和3年度の建設コンサルタント業務等発注見通しの公表時期

令和3年度			※令和2年度以前	
	公表時期	公表日の目安		公表時期
①	4月	4月23日(金)	①	4月下旬
②	7月	6月議会閉会后	②	7月下旬
③	10月	9月議会閉会后	③	10月下旬
④	12月	12月議会閉会后	④	1月下旬
⑤	2月	2月補正予算議決後		

※令和3年度については、4月公表を第1回とする。

(2) 令和4年度以降の建設コンサルタント業務等発注見通しの公表時期

令和4年度以降		
	公表時期	公表日の目安
①	3月(次年度当初予算)	2月議会閉会后
②	4月	国内示後
③	7月	6月議会閉会后
④	10月	9月議会閉会后
⑤	12月	12月議会閉会后
⑥	2月	2月補正予算議決後

※令和4年度以降は、3月公表を第1回とする。